

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

契約者貸付金を差し引かれた生命保険金

Q：私の父は、父を被保険者とし、私を保険金受取人とする生命保険契約を締結し、保険料を支払っていましたが、本年3月に死亡しました。私が受け取った生命保険金からは、父が生前保険会社から借入した借入金の元利合計が差し引かれていました。

この場合、私の相続税の計算上受け取った生命保険金は、借入金の元利合計を差し引く前の金額になるのでしょうか。

A：生命保険金の額は、借入金の元利合計を差し引かれた後の金額となります。

【解説】

生命保険の契約者は、解約返戻金の範囲内で、保険会社から借入を受けることができます。これを契約者貸付金といい、保険事故発生時には、保険約款に基づいて、保険金受取人の受け取るべき保険金から元利合計が差し引かれることになっています。

ご質問のように、被相続人が保険契約者である場合には、契約者貸付金等の額に相当する保険金及びその契約者貸付金等の額に相当する債務はいずれもなかったものとして取り扱われます。

一方、被相続人以外の者が保険契約者である場合には、保険金受取人は、契約者貸付金等の額を控除した金額に相当する部分の保険金を取得したものとし、保険契約者が契約者貸付金等の額に相当する部分の保険金を取得したものとすることとされています。

